

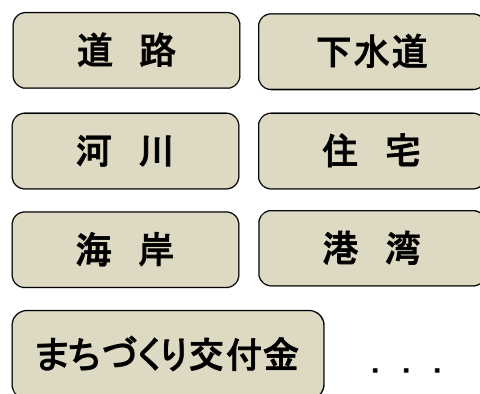
社会資本整備総合交付金等の 事業評価について

社会資本整備総合交付金の概要

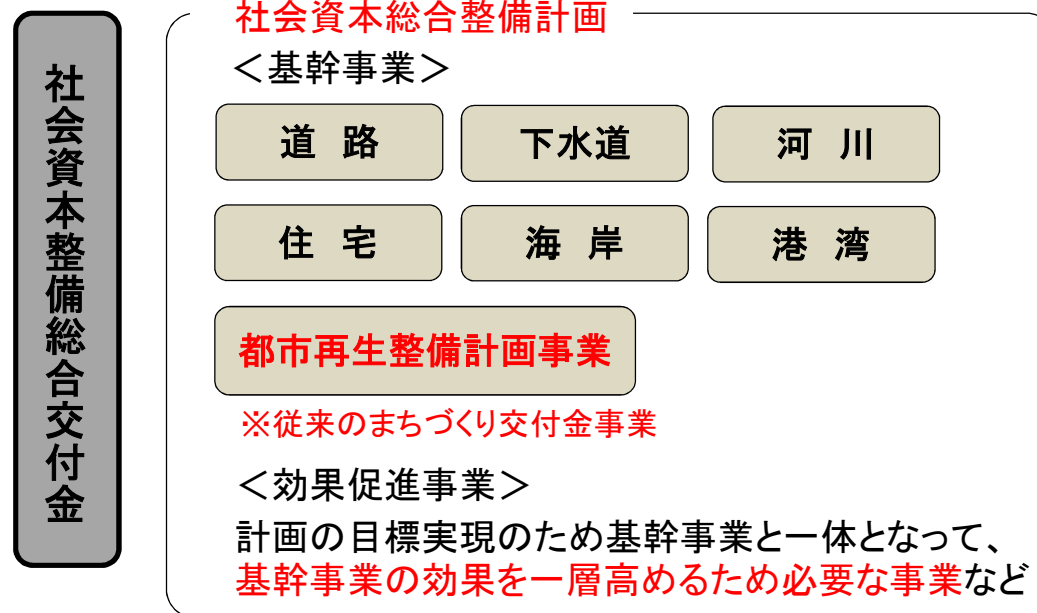
概要

- ◇社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる**総合的な交付金として創設。
- ◇地方公共団体が作成した**社会資本総合整備計画**に基づき、目標実現のための**基幹的な社会資本整備事業**のほか、**関連する社会資本整備やソフト事業**を総合的・一体的に支援。

<従来の補助金>



<新たな交付金:平成22年度から>



都市再生整備計画の概要

○都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象として、市町村が作成することができる。

基幹事業（28種類）

基盤整備

- ・道路・公園・河川・下水道
- ・区画整理事業・再開発事業
- ・地域生活基盤施設
- ・高質空間形成施設

施設整備

- ・高次都市施設・誘導施設
- ・既存建造物活用事業
- ・エリア価値向上整備事業
- ・滞在環境整備事業 等

※事業により選択できない基幹事業あり

提案事業（3種類）

基幹事業に関連するソフト事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

※提案事業のみの実施は不可

居住誘導促進事業（都市構造再編集中支援事業のみ）

官民連携まちづくりの取組（協定制度等）

選択



都市再生整備計画関連事業による国からの予算支援

- 都市再生整備計画に基づき実施するまちづくりのイメージ
- ・にぎわいと活力のあるまちづくり
 - ・ウォーカブルなまちづくり
 - ・少子高齢化に対応したまちづくり
 - ・観光資源を活かしたまちづくり
 - ・環境に配慮したまちづくり
 - ・災害に対して強靱なまちづくり
 - ・復興まちづくり
 - ・公共交通を活かしたまちづくり
 - ・健康・医療・福祉のまちづくり
 - ・歴史・文化に配慮したまちづくり
 - ・官民連携のまちづくり
 - ・先進的技術を活用したまちづくり
 - ・既存ストックを活用したまちづくり
 - ・身近なエリアの価値向上に資するまちづくり
 - ・エリアマネジメントによるまちづくり 等

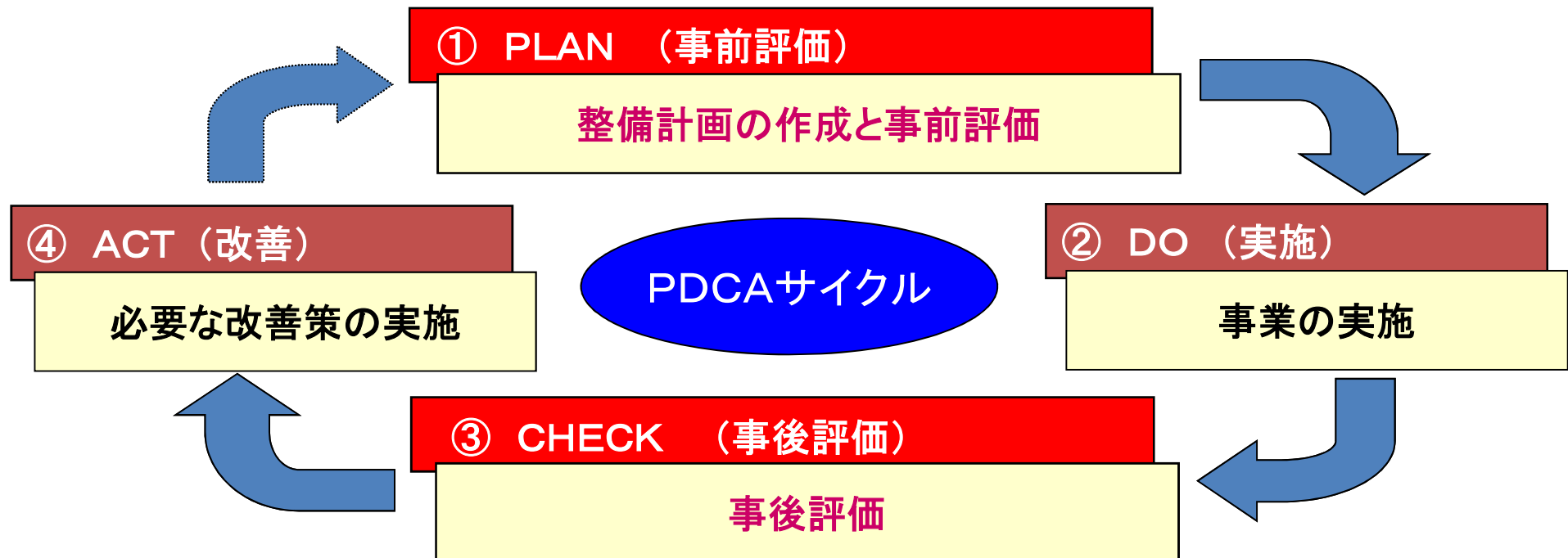
<出典>国土交通省HP

事業評価の考え方

社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画は、
計画終了時に目標の実現状況等についての評価・公表が義務

3つの柱

- ・交付期間全体にわたるPDCAサイクルの確立
- ・わかりやすさと透明性の確保
- ・民間のまちづくり活動と連携した市町村の主体的な取組



整備計画における事業評価の概要

地方公共団体等が
自主的・主体的に検証

1. 事前評価

- ①目標の妥当性
- ②整備計画の効果及び効率性
- ③整備計画の実現可能性

地域住民に公表
(整備計画及び事前評価結果)
国土交通大臣へ提出

2. 中間及び事後評価

- ・中間評価 → 必要に応じて実施。実施時期は、原則、中間年度の終了後。
- ・事後評価 → 交付期間の最終年度又は交付期間の翌年度。

- ①整備計画に記載した事業の実施状況
- ②中間評価にあつては指標の中間目標値の達成状況
事後評価にあつては指標の最終目標値の達成状況
- ③事業効果の発現状況
- ④今後の方針

地域住民に公表
国土交通大臣へ報告

- ・学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用することができる。

透明性、客観性、公正さの確保